

久喜市立小・中学校における 生成 A I 利活用に関するガイドライン

令和 7 年 9 月

目次

1	はじめに	1
2	生成A Iを取り巻く現状	2
3	生成A I利活用の基本的な方針	2
4	情報活用能力の育成強化	4
5	教職員による校務における生成A I活用	5
6	児童生徒による学習における生成A I活用	7
7	長期休業中の課題等について	10

1 はじめに

近年、急速に進化を遂げている生成ＡＩはかつてないスピードで社会に普及しており、その利便性とリスクの存在から社会に様々な影響を及ぼしている。生成ＡＩは、既存情報を大量に学習し、それらを基に計算原理に従って有用性の高い出力をすることが可能であり、教育分野においても様々な利活用が考えられる。一方、学校現場での利活用に関しては、学ぶことの意義そのものに対する根源的な論点から、差別や偏見、環境負荷等の倫理的・社会的な論点、利活用に当たってのセキュリティ確保等の技術的な論点、それらを踏まえた具体的な取扱い等の実務的な留意点まで、非常に幅広い論点が指摘されている。

現行の学習指導要領は、ＡＩの存在を前提として、生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」といった、社会の変化が加速し、複雑となるこれからの時代に必要な資質・能力を確実に育成することを目指している。このような学習指導要領の理念は、生成ＡＩが急速に進化している現在においても重要である。真偽の程は別として、手軽に情報が得られるデジタル時代であるからこそ、学ぶことの意義についての理解を深めることや、個々の情報の意味を理解し、問題の本質を問うこと、単なる個別の知識の集積ではない深い意味理解を促すことが求められる。

このような前提を踏まえれば、ＡＩ時代を生きる子供たちが生成ＡＩをはじめとするテクノロジーをツールとして使いこなし、一人一人が才能を開花できるようになることは重要であり、生成ＡＩの学校における利活用は、そのための助けになり得るものである。

本ガイドラインは、上記のことを踏まえ、久喜市内小・中学校において、安全・安心に生成ＡＩを利活用するための基本的な考え方や留意事項を取りまとめるものである。久喜市立小・中学校は、本ガイドラインを遵守するものとする。

なお、本ガイドラインは、今後、生成ＡＩ利活用に係る具体的な事例が蓄積され、それに伴い明らかとなった成果や課題等を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

2 生成A Iを取り巻く現状

「ChatGPT」、「BingChat」、「Gemini」等をはじめとする対話型生成A Iは、質問に対して自然な言語で回答を導き出す大規模言語モデルである。膨大なデータを学習させることにより、文章に適合する言葉を確率論的に回答するように訓練されている。

生成A Iは、この数年で、文章だけでなく動画像や音声等、異なる種類の情報をまとめて扱えるようになり、人間の反応と遜色ないスピードで応答ができるようになっている。あたかも人間と自然に会話しているかのような応答や、情報の収集・整理・分析結果等の出力が可能であり、文章の素案作成やイメージの生成、語学学習における利活用、プログラミングコードの生成、ブレインストーミングの壁打ち相手としての利活用、既存のサービスへの生成A Iの機能の搭載など、様々な利活用が広がっている。

生成A Iの推論性能を高める研究開発、サービスのリリース等も進められてはいるものの、モデルの性質上誤った出力（ハルシネーション）を完全に防ぐことは極めて難しいとされているほか、従来のA Iでも指摘されていた学習過程・出力過程の信頼性・透明性への懸念、大量のデータに潜む偏見や差別等のバイアスをそのまま再生成することなど、様々なリスクも指摘されている。

3 生成A I利活用の基本的な方針

生成A Iを含め技術革新は、今後加速度的に創造されることが予想される。これからの社会を生きる児童生徒に、新たなテクノロジーと主体的に向き合い、批判的に評価し、創造的に活用する資質能力や、デジタル・シティズンとして必要な資質能力を育むことはより一層重要なものとなっている。

新たな技術革新、とりわけ生成A Iに対しては、生成A Iと人間との関係に対立的に捉えたり、必要以上に不安に思ったりするのではなく、人間中心の原則に基づき、使い方によって人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具にもなり得るものと捉えるべきである。その上で、生成A Iの出力はあくまでも「参考の一つである」「最適解とは限らない」ことを認識するとともに、リスクや懸念を踏まえつつ、最後は人間が判断し、生成A Iの出力結果を踏まえた成果物に自ら責任をもつという基本姿勢が重要である。

このような前提に立ち、以下の留意点を遵守しつつ、生成A Iの校務及び教育利用を進めるものとする。

＜久喜市立小・中学校における生成ＡＩ利用についての留意点＞

① 利用する生成ＡＩサービスの制限

利用する生成ＡＩサービスは「Gemini」又は「ChatGPT」を原則とする。その他のツールを利用する場合は、事前に指導課と協議のうえ、承認を得て利用することとする。

② 安全性を考慮した適正利用

関係法令を遵守した利用を前提とし、年齢制限や保護者の同意の必要性、生成物のライセンスの所在など、生成ＡＩサービスの提供者が定める最新の利用規約を確認し、遵守する。

③ 情報セキュリティの確保

各学校及び久喜市教育委員会が定める教育情報セキュリティポリシー及びガイドラインを遵守する。

④ 個人情報やプライバシー、著作権の保護

プライバシーを尊重し個人の権利利益を保護するため、個人情報保護法等の関係法令等を遵守する。また、意図せず他人の著作権を侵害してしまわないように、生成ＡＩと著作権制度について正しく理解したうえで利活用する。

⑤ 公平性の確保

特定の個人ないし集団への人種、性別、国籍、年齢、政治的信念、宗教等の多様な背景を理由とした不当で有害な偏見及び差別が生じることを避けるため、生成ＡＩの学習データや入力するプロンプト、連携する外部サービス等によってバイアスが含まれ得ることに留意し、公平性を欠くことがないよう、人間の判断を介在させる。

⑥ 透明性の確保、関係者への説明責任

生成ＡＩサービスの利用目的やその態様、リスク等の必要な情報について、各地域や学校の実態を踏まえ、必要に応じて教職員や児童生徒、保護者等へ十分説明したうえで利活用する。

4 情報活用能力の育成強化

生成A Iは加速度的に普及・発展しており、スマートフォン等のデバイスが広く利用されることと相まって、既に一定数の児童生徒が学校外で何らかの形で生成A Iに触れているとの指摘もある。さらに、1人1台端末の利活用が日常化する中での児童生徒の学習環境への統合や、普段利用する検索エンジン等に組み込まれた生成A Iの出力結果を意図せず利用していることも考えられるなど、様々な形で生成A Iが社会生活に組み込まれつつある。

そのような中においては、多くの社会人が生産性の向上に活用している生成A Iの仕組みの理解や、どのように学びに生かしていくかという視点、近い将来使いこなすための力を各教科等の中においても意識的に育てていく姿勢は重要であり、生成A Iが更に社会生活に組み込まれていくことを念頭に置き、発達の段階や各学校段階、児童生徒を取り巻く環境や地域の実情等を踏まえつつ、情報モラルを含む情報活用能力の育成を一層充実させていく必要がある。

情報活用能力の育成に向けては、生成A Iが社会の中で果たす役割や影響、生成A Iに関する法・制度やマナー等について科学的な理解に裏打ちされた形で理解すること、問題の発見・解決等に向けて生成A Iを適切かつ効果的に利活用し、情報社会に主体的に参画する態度を身に付けていくため、以下のような学習活動を強化する。

- ① 情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動
- ② ネットワーク上のルールやマナーを守ることを意味について考えさせる学習活動
- ③ 情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動
- ④ 情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動
- ⑤ 健康を害するような行動について考えさせる学習活動
- ⑥ インターネット上に発信された情報は基本的には広く公開される可能性がある、どこかに記録が残り完全に消し去ることはできないといった、情報や情報技術の特性についての理解を促す学習活動

5 教職員による校務における生成ＡＩ活用

(1) 基本的な考え方

教育は、教師と児童生徒の人格的な触れ合いを通じて行われるものであり、適切な指導計画や学習環境の設定、丁寧な見取りと支援といった、学びの専門職としての教師の役割は、生成ＡＩが社会インフラの一部となる時代において、より重要なものになるという認識の下に、授業準備や各種文書のたたき台作成を含む校務において利活用することで、校務の効率化や質の向上等、教職員の働き方改革につなげていくことが期待される。

また、教職員自身が生成ＡＩの利活用を通じて新たな技術に慣れ親しみ、利便性や懸念点、賢い付き合い方を理解しておくことは、児童生徒の学びをより高度化する観点からも重要である。

以上のことから、教職員が生成ＡＩの仕組みや特徴を理解した上で、生成された内容の適切性を判断できる範囲内で利用するという前提で、校務において生成ＡＩを積極的に利活用するものとする。

なお、利活用の際には、生成ＡＩから一度で求める出力がなされることを期待せず、複数回の対話の中で求める出力に近づけていくことや、生成ＡＩの出力はあくまでも参考の一つであることを認識し、教職員自らがチェックし推敲・完成させるなど、最後は自分で判断し、生成ＡＩの出力を踏まえた成果物に自ら責任を持つという基本姿勢が重要である。

(2) 利活用する際のポイント

① 安全性を考慮した適正利用

生成ＡＩサービスの多くは約款に基づく外部サービスとして提供されており、簡易に利用できるが、私用アカウントや教育情報セキュリティ管理者の許可を得ていない私用端末を用いてはならない。また、出力結果のライセンスの所在など、生成ＡＩサービスの提供者が定める最新の利用規約を確認し、遵守する。

② 情報セキュリティの確保

久喜市教育情報セキュリティポリシーや実行手順、及びそれに基づく教育情報セキュリティ管理者の指示等を遵守する。プロンプトに重要性の高い情報（成績情報等）を入力してはならない。

③ 個人情報やプライバシー、著作権の保護

教職員が生成ＡＩを利活用する場合、久喜市立小・中学校における教育データの利活用に関するガイドライン」等も参照し、個人情報保護法等の関係法令等を遵守し、個人情報の取扱いに関して必要かつ適切な措置を取る必要がある。

著作権については、著作権法第３５条の適用を考える場合、教師が、既存の著作物と同一又は類似のものを、学校のＨＰに掲載することや、保護者向けの学級通信や職員会議・ＰＴＡ活動で利用するなどの授業目的の範囲を超えて利用する場合は、授業の過程における利用

には当たらず、同条が適用されないため、他の権利制限規定の適用がない場合は著作権侵害となる可能性がある。また、個々の児童生徒が購入することを想定して販売されている問題集等を1部購入して、コピーして配付することは、著作権者の利益を不当に害する場合として同条の適用がないと考えられている。生成AIを利用する場合もこれらの考え方は同様となり、同条の適用について確認する必要がある。

④ 公平性の確保

データの分析や抽出に生成AIを利活用する場合、ハルシネーションやバイアス等の生成AIの特徴も意識した上で、出力された内容を取り入れるかどうかは教職員が判断しなくてはならない。

⑤ 透明性の確保、関係者への説明責任

各学校の管理職は、自校において生成AIがどのように運用されているかを把握した上で、適切な利活用がなされているかどうかを適時確認する必要がある。その際、働き方改革など、生成AIの利活用を進める趣旨や目的についての共通理解を図り、利活用を通じて得られた成果は積極的に教職員全体に共有していくことが重要である。

(3) 校務での効果的な活用例

① 児童生徒の指導にかかわる業務の支援

【授業準備】

- ・授業で取り扱う教材や確認テスト問題のたたき台を作成する・児童生徒による授業の感想の集約を行う
- ・授業での発問に対する回答のシミュレーション相手として活用する
- ・授業で使用したワークシートや振り返りの内容を基にテスト問題のたたき台を作成する
- ・校外学習の実施行程作成のたたき台を作成する

【部活動】

- ・過去の部活動の練習メニュー一覧を読み込ませ、毎日の練習メニュー案を作成する

【生活指導】

- ・児童生徒等の生活実態の調査のためのアンケート案を作成する

② 学校の運営にかかわる業務の支援

【教務管理】

- ・時間割・授業時数案を作成する

【学校からの情報発信】

- ・各種お便り（学年・学級だより、給食だより、保健だより等）・通知文・案内文のたたき台を作成する
- ・学校行事に関するHP掲載文や報告記事のたたき台を作成する

【校内研修】

- ・校内研修の資料のたたき台を作成する
- ・研修や講演会の録画を読み込ませ、要約・議事録案を作成する

③ 外部対応への支援

- ・保護者会・授業参観・保護者面談の日程調整に活用する
- ・外部向け講演会の挨拶文のたたき台を作成する

6 児童生徒による学習における生成A I活用

(1) 基本的な考え方

児童生徒の学習においては、生成A Iの利用が学習指導要領に示す資質・能力の育成に寄与すること、教育活動の目的を達成する観点から効果的であることを基本的な判断基準とする。

生成A Iの利用にあたっては、児童生徒にハルシネーションやバイアス等の生成A Iの基本的な仕組みや特徴を理解させた上で、生成A Iに全てを委ねるのではなく自己の判断や考えが重要であることを十分に認識させ、適正な評価の阻害や不正行為に繋がらないこと、生成A Iの出力を基に深い意味理解を促し、思考力を高める使い方をするなど、発達の段階や各教科等における学習の状況等を含む児童生徒の実態を踏まえ、そうした教育活動が可能であるかを見極めたうえで利用するものとする。

また、生成A Iを利活用することそのものが目的とならないよう、適切な課題設定と指示文（プロンプト）により自らの求める成果物につながる出力をさせ、その真偽や適切性を的確に判断できることを前提とし、各教科等で学ぶ知識や文章を読み解く力、物事を批判的に考察する力、問題意識を常に持ち、問いを立て続けることや、その前提としての「学びに向かう力、人間性等」の涵養がより一層重要であることを踏まえ、体験活動の充実をはじめとする教育活動における実体験と ICT利活用とのバランスや調和に一層留意するものとする。

(2) 利活用の際のポイント

① 安全性を考慮した適正利用

1人1台端末を用いて児童生徒が生成A Iを利活用する場合、年齢制限をはじめとする利用するサービスの約款などの提供条件から、利活用にあたってのリスクが許容できることを校長及び担当教師が確認し、その約款・条件を遵守させること、約款・条件に則り必要に応じて事前に保護者の理解を十分に得た上で、教師の適切な指導監督の下で児童生徒に利活用させる。

なお、ブラウザや学習支援ソフトウェア、普段利用する検索エンジン等に組み込まれた生成A Iサービス等についても以上の考え方は同様であり、教師の意図しない形で生成A Iサービスを児童生徒が利活用しないように指導する。

② 情報セキュリティの確保

久喜市教育情報セキュリティポリシーや実行手順、及びそれに基づ

く教育情報セキュリティ管理者の指示等を遵守する。

入力した情報を学習させないという設定（オプトアウト）が可能な生成ＡＩサービスについては、機械学習を許容しない設定を講じた上で利活用することや、プロンプトからは学習を行わない生成ＡＩサービスを利用する。

③ 個人情報やプライバシー、著作権の保護

学校現場において児童生徒が生成ＡＩを利活用する場合、プロンプトに氏名や写真等の個人情報を入力させないよう留意する。著作権については、著作権法第３５条の適用を考える場合、教師・児童生徒が授業において使用・作成したものが、既存の著作物と同一又は類似のものであった場合でも、授業の過程における利用であれば、同条により著作権者の許諾なく利用することが可能である。ただし、それを学校のＨＰにアップロードする、外部のコンテストに作品として提出するなど、授業目的の範囲を超えて利用する場合は、同条が適用されず、他の権利制限規定の適用がない場合は著作権侵害となる可能性がある。生成ＡＩを利活用する場合もこれらの考え方は同様となり、同条の適用について確認の必要がある。

④ 公平性の確保

教材として生成ＡＩを利活用する際は、その出力に偏りがなくなど、教育目的に照らして適切か否かという観点から教師が随時判断することが必要である。教師は児童生徒にバイアスの存在を理解させた上で、生成ＡＩがそのようなバイアスを含む出力を行う可能性があることを認識させ、生成ＡＩの出力を常に慎重に判断し、正確性・事実関係の確認を行うよう指導する。

⑤ 透明性の確保、関係者への説明責任

教師は、自身が十分にハルシネーションやバイアス等の生成ＡＩの特徴を理解した上で、児童生徒がそのような生成ＡＩの特徴に留意して利活用できているかを確認する必要がある。

また、学習課題の一部として生成ＡＩの出力を引用する場合には、生成ＡＩを用いたことを明記するなど、出典・引用として記載する等の対応が必要である。例えば、利用した生成ＡＩサービスの名称、入力したプロンプト、生成ＡＩを用いた日付を明示するなど、文献やインターネットから引用する場合と同様の引用ルールを設定する。

保護者に対しても、生成ＡＩの利活用目的やその態様等の情報を提供することが重要である。また、児童生徒が学校外で生成ＡＩを利活用する可能性も踏まえ、生成ＡＩを不適切に利活用しないように周知し、理解を得ることが必要である。

(3) 学習において効果が期待できる活用の例

① 情報モラル教育の一環として、教師が生成ＡＩが生成する誤りを含む回答を教材として使用し、その性質や限界等を児童生徒に気付かせ

ること。

- ② 生成A Iをめぐる社会的論議について児童生徒自身が主体的に議論する過程で、その素材として活用させること
- ③ グループの考えをまとめたり、アイデアを出す活動の途中段階で、生徒同士で一定の議論やまとめをした上で、足りない視点を見つけ議論を深める目的で活用させること
- ④ 英会話の相手として活用したり、より自然な英語表現への改善や一人一人の興味関心に応じた単語リストや例文リストの作成に活用させること、外国人児童生徒等の日本語学習のために活用させること
- ⑤ 生成A Iの利活用方法を学ぶ目的で、自ら作った文章を生成A Iに修正させたものを「たたき台」として、自分なりに何度も推敲して、より良い文章として修正した過程・結果をGoogleドキュメントの提案機能等を使って提出させること
- ⑥ 生成A Iを利活用した問題発見・課題解決能力を積極的に評価する観点からパフォーマンステストを行うこと
- ⑦ 外国人児童生徒の日本語学習や学習場面の補助のために活用すること
- ⑧ プログラミングの授業や部活動において、児童生徒のアイディアを実現するためのプログラムの制作に活用すること。
- ⑨ 教科書等の内容を児童生徒それぞれの進度に合わせて理解するために、解説やイメージを出力し、より内容に対する深い理解を生み出す助けとすること

<適切でないと考えられる例>

- ① 生成A I自体の性質やメリット・デメリットに関する学習を十分に行っていないなど、情報モラルを含む情報活用能力が十分育成されていない段階において、自由に使うこと
- ② 各種コンクールの作品やレポート・小論文などについて、生成A Iによる生成物をそのまま自己の成果物として応募・提出すること（コンクールへの応募を推奨する場合は応募要項等を踏まえた十分な指導が必要）
- ③ 詩や俳句の創作、音楽・美術等の表現・鑑賞など子供の感性や独創性を発揮させたい場面、初発の感想を求める場面などで最初から安易に使うこと
- ④ テーマに基づき調べる場面などで、教科書等の質の担保された教材を用いる前に安易に使うこと
- ⑤ 教師が正確な知識に基づきコメント・評価すべき場面で、教師の代わりに安易に生成A Iから児童生徒に対し回答させること
- ⑥ 定期考査や小テストなどで使うこと（学習の進捗や成果を把握・評価するという目的に合致しないため。CBTで行う場合も、フィードバック等により、生成A Iが使用し得る状態とならないよう十分

注意すること)

- ⑦ 児童生徒の学習評価を、教師がＡＩからの出力のみをもって行うこと
- ⑧ 教師が専門性を発揮し、人間的な触れ合いの中で行うべき教育指導を実施せずに、安易に生成ＡＩに相談させること

7 長期休業中の課題等について

(1) 児童生徒への指導

ＡＩの利用を想定していないコンクールの作品やレポートなどについて、生成ＡＩによる生成物をそのまま自己の成果物として応募・提出することは評価基準や応募規約によっては不適切又は不正な行為に当たること、そういった利用は、活動を通じた学びが得られず、自分のためにならないこと等について十分に指導する。

(2) 保護者への周知

長期休業中の課題の意義や生成ＡＩを不適切に使用しないことについて、保護者に周知し、理解を得る。

(3) 生成ＡＩを利用する場合の例

- ① 課題研究等の過程で、自らが作成したレポートの素案に足りない観点などを補充するために生成ＡＩを活用させる。その際、情報の真偽を確かめることを求めるとともに、最終的な成果物については、ＡＩとのやりとりの過程を参考資料として添付させることや、引用・参考文献などを明示させる。
- ② 自らの作った文章を基に生成ＡＩに修正させたものを「たたき台」として、何度も自分で推敲し、より良い自分らしい文章として整えた過程・結果をGoogleドキュメントの提案機能を使って提出させる。

(4) 不適切な利用防止のための工夫例

- ① 単にレポートなどの課題を出すのではなく、例えば、自分自身の経験を踏まえた記述になっているか、レポートの前提となる学習活動を踏まえた記述となっているか、事実関係に誤りがないか等のレポートなどを評価する際の視点を予め設定しておく。
- ② 仮に提出された課題をその後の学習評価に反映させる場合は、例えば、クラス全体又はグループ単位等での口頭発表の機会を設けるなど、まとめた内容が十分理解され、自分のものになっているか等を確認する活動を設定する。